

令和8年度
城陽市アクティブ事業所
おうえん補助金 募集要領

新規創業・第二創業事業

(対象)

令和7年10月1日(水)～令和9年3月31日(水)
の間に新規創業または第二創業を志す方

(応募期間)

令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

城陽市まちづくり活性部商工観光課



(目 次)

1	趣旨	1
2	補助対象者	1
3	補助率	3
4	手続きの流れ	4
5	申請手続等	5
6	PR動画について	6
7	PR動画提出方法	7
8	交付決定	8
9	事業実施	8
10	事業の変更、中止	8
11	実績報告	8
12	留意事項	9
13	お問い合わせ先	9
	【補助対象経費】	9
	【参考】京都信用保証協会の保証対象業種	10

1 趣旨

アクティブ事業所おうえん補助金 創業支援メニューは、新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助することで、創業を支援するとともに地域を活性化させることを目的としています。

2 補助対象者：次の（１）から（１２）までの条件をすべて満たす事業者

（１）令和7年10月1日～令和9年3月31日に新規創業または第二創業をされる（された）方であること。

新規創業	・事業を営んでいない個人が、新たに独立して事業を開始すること。 ・又は、新たに法人を設立して当該法人の事業を開始すること。
第二創業	・既に事業を営んでいる個人若しくは法人の後継者が、事業を引き継ぎ、かつ新事業を開始すること。

※法人とは、会社法上の株式会社・合同会社・合名会社・合資会社、企業組合・協業組合・特定非営利活動法人のこと。

※「新事業」とは、既に営んでいた既存事業と日本標準産業分類の細分類が異なる事業のこと。多角化のみでは対象外。

※事業の開始は個人事業の開業届出書又は法人設立届出書等で確認します。（許認可業種については、令和9年3月31日までに許認可の取得が必要。）

（２）市内に住所及び事務所（法人にあっては、事務所）を有する者又は有することとなる者であること。

※個人事業主の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書により確認。

（３）京都信用保証協会の保証対象業種（10ページ参照）に該当する事業を行う者であること。

※所在地、企業規模及び対象事業のすべてを満たすことが必要となります。

（４）市税等（地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けているものを除く。）を完納している者であること。

※市税等とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税を言い、税金（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けているものを除く。）に滞納がないことが条件となります。

（５）京都府中小企業制度融資又は城陽チャレンジスクエア参画金融機関が取り扱う創業を支援することを目的とした融資を利用し、新規創業または第二創業を行

った者であること。

※以下のものが対象となります。

○京都府中小企業融資制度 産業活力推進融資 開業・経営承継支援資金

<取扱金融機関>

- ・京都銀行 ・南都銀行 ・滋賀銀行 ・関西アーバン銀行 ・福邦銀行
- ・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・近畿産業信用組合
- ・京滋信用組合・商工組合中央金庫

○城陽チャレンジスクエア参画金融機関の創業時に利用できる融資全般

<取扱金融機関>

- ・日本政策金融公庫・京都銀行・南都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫

※城陽市中小企業低利（マル城）融資、日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は対象外です。

(6) 城陽市の地域の活性化に資する事業内容を実施する者であること。

※(3)の要件に該当すれば、業種は問いません。

(7) 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(8) フランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業を行わないこと。

(9) 会社法第2条第3号に該当する子会社でないこと。

(10) 対象経費の1/4以上の融資を受ける者であること。

(11) 特定創業支援を受ける（受けた）者。

(12) これまでに城陽市明日のかがやく産業創出補助金又は当該補助金（創業支援メニュー）を受けたことがない者。

3 補助率

対象経費の1／2（限度額50万円、千円未満切捨て）

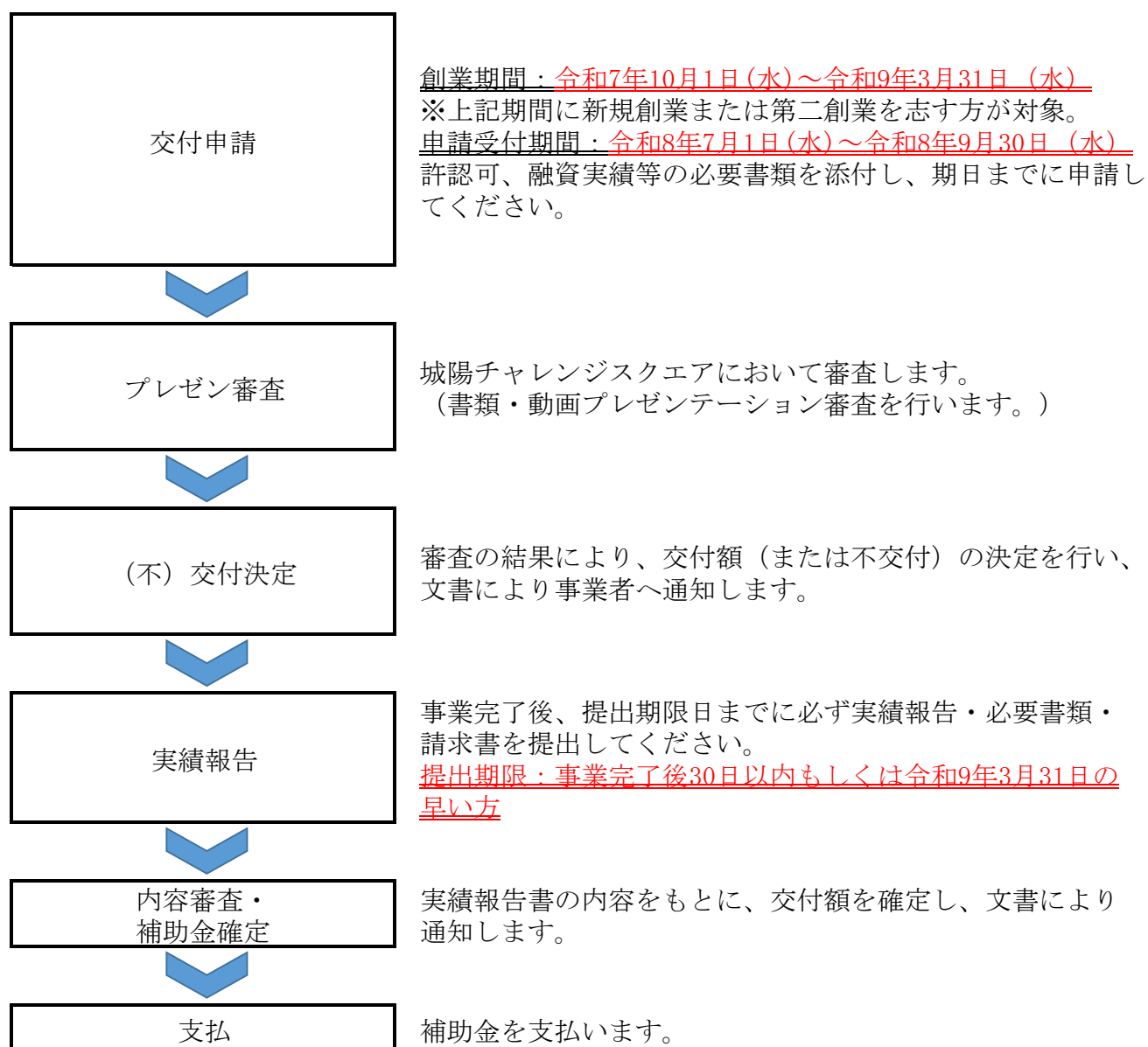
○補助限度額：50万円

※書類・動画プレゼンテーション審査により決定。

※書類・動画プレゼンテーション審査を経て、補助事業者・限度額の決定（または不交付）を行い、市より通知いたします。

※応募数や審査結果、予算によって交付されない場合がありますことをご留意ください。

4 手続きの流れ



5 申請手続等

受付期間：令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）

申請方法：Eメールで城陽市商工観光課に書類を提出してください。

提出先：shokoshinsei@city.joyo.lg.jp

申請書類

- ①申請書・・・様式1
- ②事業計画・収支予算書・・・様式2
- ③城陽市地域貢献策計画書・・・様式3
- ④誓約書・・・様式4
- ⑤その他参考となる書類（店舗の位置図、図面、外観、内装の写真）・・・様式5
- ⑥市税等の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）
- ⑦融資制度の利用を証明できる書類（借用証書等）
- ⑧許認可を伴う業種であれば許認可証等
- ⑨城陽市内に事業所があることがわかる書類 次のいずれか1点
（法人）・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（3箇月以内）
（個人）・住民票（3箇月以内）

<新規創業の方>（上記共通書類に追加）

- ・個人事業の開業届出書控えまたは法人設立届出書控え

<第二創業の方で、個人の場合>（上記共通書類に追加）

- ・先代の廃業届
- ・後継者の開業届

※①～④については、手書きでの提出はお控えください。

※⑥、⑧、⑨、個人事業の開業届出書控えまたは法人設立届出書控えについては、

- ・PDF等データで提出してください。
- ・必要によって原本の提示もしくは提出を求める場合があります。

※交付要件等の確認のため、上記のほかに資料提出を依頼する場合があります。

※交付申請の時点で創業されていない方につきましては、添付書類を実績報告時に提出することが可能です。

6 PR動画について

動画プレゼンテーション時間は6分以内とし、創業者ご自身での発表・出演をお願いいたします。（※お顔（表情）が見えるようにしてください。）
 撮影場所は問いません。店内の雰囲気をご紹介いただいても結構です。
 また、下記ポイントを意識しながら自由にPRしてください。

項目		ポイント
1	事業の固有性、独創性	①持ち前の技術やアイデアにより、顧客や市場、また、城陽市にとって新たな価値を生み出す事業であるか。
		②地域固有性（特産物、地場産業等）を意識した事業であるか。
2	事業の実現可能性	①事業内容やコンセプト及びその具体化までのプロセスが明確であるか。
		②事業に必要な人員の確保の目途が立っているか。
3	事業の収益性	①ターゲット市場や顧客が明確であるか。
		②事業の内容が、ニーズを的確にとらえているか。
		③利益が確保できる事業となっているか。
4	事業の継続性	①トラブル等で事業計画通り進まない場合でも事業を継続できるよう対応が考えられているか。
5	地域貢献策の内容	①地域の取組みへの協力意思があるか。
		②商工会議所や商店街などへの加入を通じた地域貢献策があるか。
		③地域の賑わい創出につながるような内容か。
6	事業への意欲	①説明内容等から熱意や意欲が感じられるか。

※審査は、城陽チャレンジスクエア（日本政策金融公庫京都支店、京都信用保証協会山城支所、京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、城陽商工会議所、城陽市）で行います。

7 PR動画提出方法

1. PR動画を作成

- ・6分以内のPR動画を作成してください。

2. Googleアカウントを使ってYouTubeのアカウントを作成する

- ・YouTubeアカウントは、Googleアカウントにより作成できます。
- ・すでにGoogleアカウントをお持ちの方は、YouTubeトップページの右上にある「ログイン」からGoogleアカウントを使ってログインしてください。

3. YouTubeチャンネルを作成する

- ・ログイン後、アイコンをタップし、「チャンネルを作成する」を選択してください。

4. エントリー動画をアップロードする

- ・画面下部中央の「+」アイコンを選択してください。
- ・「動画のアップロード」を選択してください。
- ・撮影したPR動画を選択してください。
- ・タイトルに「事業者名・申請者氏名」を入力してください。
- ・公開設定を「限定公開」としてください。
※動画の閲覧可能範囲をURL共有者のみ（第三者閲覧不可）とするため、必ず設定してください。
- ・画面右上の「次へ」をタップしてください。
- ・「この動画は子ども向けですか？」の問いに対し、「いいえ、子ども向けではありません」を選択してください。
- ・画面右上の「アップロード」を選択してください。

5. エントリー動画のURLをコピーする

- ・アップロードした動画再生画面右下の「共有」を選択し、「コピー」を選択する

6. 「申請書（様式1）」にエントリー動画のURLを貼り付け、提出する

- ・受付期間：令和8年7月1日（水）から令和8年9月30日（水）

8 交付決定

申請書を受理後、審査を行い、交付または不交付を決定の上、文書により各申請者に通知いたします。

9 事業実施

事業実施期間：令和7年10月1日（水）～令和9年3月31日（水）に新規創業または第二創業を志す方が対象。

10 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

提出書類

<変更の場合>

①申請書・・・様式6

②事業計画・収支予算書・・・様式2

③その他参考となる書類（店舗の位置図、図面、外観、内装の写真）・・・様式5

<中止の場合>

①申請書・・・様式6

11 実績報告

事業完了後、提出期限までに必ず実績報告書等を提出してください。

提出期限：事業完了後30日以内もしくは令和9年3月31日の早い方

申請方法：Eメールで城陽市商工観光課に書類を提出してください。

提出先：shokoshinsei@city.joyo.lg.jp

提出書類

①実績報告書・・・様式7

②収支決算書・・・様式8

③その他参考となる書類（事業活動に関する写真、店舗の位置図、図面、外観、内装の写真）・・・様式9

④経費の支出を証明する書類の写し（内訳の分かる領収書または請求書及び振込明細）

⑤補助金請求書・・・様式10

※①・②・⑤については、手書きでの提出はお控えください。

12 留意事項

以下のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ①やむを得ない場合を除き、補助金の交付を受けた日から2年以内に事業を1月以上休止し、又は廃止したとき。
- ②補助金の交付を受けた日から2年以内に、補助対象事業者としての要件を欠いたとき。

13 お問い合わせ先

城陽市まちづくり活性部商工観光課

電話番号：0774-56-4018

Eメール: shokoshinsei@city.joyo.lg.jp

【補助対象経費】

補助対象となる経費は、創業時に必要な経費（消費税込み）です。

また、取組に係る全ての経費は、事業実施期間内に支払いを完了してください。

対象経費	不動産購入費、工事費、賃借料、備品購入費、人件費、広告宣伝費、委託料等（土地の購入若しくは賃借又は廃業に要する経費を除く。） ※令和7年10月1日～令和9年3月31日中に支払った額が対象です。 ※証拠書類等によって金額・支払等が確認できる必要があります。
対象とならない経費の一部	以下の経費は対象外となります。 ・謝金 ・飲食代 ・第二創業における廃業に係る経費 ・使途の定まっていない経費 ・公租公課
備考	※対象経費には、消費税及び地方消費税を含みます。 ※他の補助金を受ける場合、対象経費は、「（本事業の対象経費）－（他の補助金額）」とします。

【参考】京都信用保証協会の保証対象業種

○所在地

- ・個人の場合、住居または事業所のいずれかが京都府内にある方
- ・法人の場合、京都府内に本店または事業所を有する方

○企業規模

資本金又は常時使用する従業員のいずれかが、下表の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員
製造業等（下記以外の業種）	3 億円以下	300人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
サービス業	5,000 万円以下	100人以下
小売業	5,000 万円以下	50人以下
医療法人	—	300人以下

次の政令指定業種については以下の通りとなります。

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ 及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製 造業を除く）	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	300人以下
旅館業	5,000 万円以下	200人以下

但し、次の方は、原則として対象から除かれています。

1. 次に掲げる業種を営む方
(1) 農業（園芸サービス業を除く。）
(2) 林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）
(3) 漁業
(4) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）
(5) その他
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので、明らかに食事の提供が主目的のものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくないもの。
・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
・ 競輪・競馬等の競走場、競技団
・ パチンコホール、その他の遊戯場のうちのゲームセンターのうちのスロットマシン場
・ 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）
・ 娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等の予想業
・ 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
・ 民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
・ 他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）
・ 政治・経済・文化団体
・ 宗教
・ その他の保証対象として不適当と判断される業種
2. 許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない方
3. 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分をうけている方
4. 手形の不渡りまたは電子記録債権の支払い不能後、6か月以上経過していない方
5. 代位弁済をうけ、その求償債権を完済していない方
6. 求償債務の連帯保証人となっている方
7. 延滞など正常でない保証取引中の方
8. 延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている方
9. 3～8の方が代表者となっている法人
10. 3～8の法人代表者の方